

熊本県人権月間ロゴマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県人権月間ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、もって熊本県人権月間（世界人権デーを最終日とする1ヶ月（1月10日～12月10日））（以下「月間」という。）において、県民が人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的とする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークの仕様は、別紙「熊本県人権月間ロゴマークの使用について」に示すものとする。

2 ロゴマークの使用は、熊本県（以下「県」という。）、県内市町村、県内企業・団体等が行う、前条の目的の実現に向けた周知、推進に限定（下記使用例参照）する。

3 ロゴマークの使用は、この規程によりこれを使用することに同意するものとする。

4 ロゴマークの使用にあたっては、事前に県の承認を受けなければならない。

5 使用者は、色及びデザインを改変させてはならない。

<ロゴマーク使用例>

- ・ イベント周知
- ・ 業務用チラシへの掲載
- ・ 活動紹介パンフレットへの掲載
- ・ 社員用名刺への掲載
- ・ ホームページやブログ等への掲載 等

(使用者の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の場合は、使用することができないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

(5) 県の指名停止措置を受けている者

(6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(使用の制限)

第4条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、使用することができないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 月間のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- (10) その他、知事がロゴマークの使用が適当でないとする場合

（ロゴマークの取扱い）

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 使用においては、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を得るものではない。また、使用者又は使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

3 ロゴマークは、自己宣伝の目的において複製してはならない。

（経費等の負担）

第6条 県は、この規程による使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第7条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年（2023年）8月18日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年（2023年）9月8日から施行する。

熊本県人権月間ロゴマークの使用について

このマニュアルは、熊本県人権月間ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）の使用について定めたものです。

■基本構成要素

○シンボルマーク基本形

愛称 こころっこ



○ロゴタイプ

みつめる、みとめる

—みんな違う個性、みんな願う幸せ—

■シンボルマーク＋ロゴタイプ組み合わせ

○タイプA（縦・カラー）



みつめる、みとめる

—みんな違う個性、みんな願う幸せ—

○タイプB（縦・モノクロ）



みつめる、みとめる

—みんな違う個性、みんな願う幸せ—

○タイプC（横・カラー）

ロゴタイプは、シンボルマークの a の高さを超えない範囲でサイズ変更可



○タイプD（横・モノクロ）

ロゴタイプは、シンボルマークの a の高さ超えない範囲でサイズ変更可



■その他

- ・シンボルマークのみの使用もできますが、その場合は、次のとおり表示してください。
熊本県人権月間シンボルマーク「こころっこ」
- ・ロゴタイプのみの使用も可能
- ・シンボルマーク、ロゴタイプはいずれも、フォর্ম、色は変更できません。